

入札説明書

令和4年6月10日

福岡空港事務所の一般競争契約に係わる入札公告（令和4年6月10日 付け）に基づく入札等については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）及び政府調達に関する協定に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 契約担当官等

分任支出負担行為担当官
福岡空港事務所長 野村 伸一

◎担当部局 国土交通省大阪航空局福岡空港事務所総務部会計課
〒812-0005
福岡市博多区上臼井字屋敷295
Tel092-621-2275 内線2232

2. 調達内容

- （1）調達役務 令和4年度佐賀VOR/DME施設除草作業
- （2）調達役務の特質等 仕様書による。
- （3）履行期間 契約締結日の翌平から 令和4年12月15日まで
- （4）履行場所 佐賀VOR/DME施設（佐賀県佐賀市川副町大字犬井道9476-189）
- （5）電子調達システムの利用
本案件は証明書等の提出、入札を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムにより難しい場合は、紙入札方式参加承諾願を提出するものとする。
- （6）入札方法 落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行うので、
 - ① 入札者は、調達役務件名の本体価格のほか、輸送費等納入に必要とする一切の諸経費を含め契約金額を見積もるものとする。
 - ② 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。
 - ③ 入札者は、仕様書、契約書案等を熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において仕様書、契約書案等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。
 - ④ 原則として、当該入札の執行回数は2回を限度とする。なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決裁及び会計令第99条の2の規程に基づく随意契約には移行しない。
- （7）入札保証金及び契約保証金 免除。

3. 競争参加資格

- （1） 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- （2） 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

- (3) 令和04・05・06年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」のC又はD等級に格付された競争参加資格を有する者であること。(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、競争参加資格を継続する為に必要な手続きを行った者であること。)。なお、当該資格を有していない者については、「競争参加者の資格に関する公示」(令和4年3月31日付官報)に記載されている申請方法等により、競争参加資格の申請を受け付ける。

〒540-8559

大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館

国土交通省大阪航空局総務部契約課契約係

TEL06-6949-6206 内線5046

- (4) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)の規定(第3章第4節を除く。)又はこれらの規定に基づく命令に違反した日若しくは処分(指導を含む)を受けた日から5年を経過しない者でないこと(これらの規定に違反して是正指導を受けた者のうち、入札参加関係書類提出時までには是正を完了している者を除く。)
- (5) 労働保険、厚生年金保険、全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと(入札参加関係書類提出時において、直近2年間の保険料の未納がないこと。)
- (6) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
但し、上記(3)の競争参加資格を継続する為に必要な手続きを行った者を除く。
- (7) 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限から開札日までの間に、大阪航空局長から航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(昭和59年6月28日付け空経第386号。以下「指名停止措置要領」という。)に基づく指名停止を受けていない者であること。(但し、中小企業等協同組合法又は特別の法律によって設立された組合又は連合会にあっては、当該組合又は連合会の構成員のうち、指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている構成員がいる場合、当該構成員を、本契約の履行期間中、本業務に従事させないこと。)
- (8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省が行う公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (9) 電子調達システムによる場合は、電子認証(ICカード)を取得していること。
※電子調達システムのURL及び問い合わせ先は、次のとおり。
電子調達システム
URL:<https://www.nyusatsu.geps.go.jp/OMP/Accepter/>
- (10) 入札説明書の交付を受けた者であること。
- (11) 予決令第73条に基づき、分任支出負担行為担当官福岡空港事務所長が別途定める要件を全て満たす者であること。(詳細については別紙を参照すること。)

4. 本件入札の競争参加資格の確認

- (1) 本競争の参加希望者は、令和4年6月24日までに当該役務に係る
- ・競争参加資格確認申請書(様式-1)及び誓約書(別紙様式)(以下「申請書」という。)
 - ・競争参加資格確認資料作成要領に示す提出書類(以下「資料」という。)を提出し、
当職の競争参加資格の確認を受けなければならない。なお、開札日の前日までの間において、契約担当官等から提出書類に関する説明を求められた場合には、それに応じなければならない。また、期限までに申請書及び資料を提出しない者又は、競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。
- ① 電子調達システムによる参加を希望する者は、令和4年6月24日17時00分までに申請書、誓約書、資料および証明書等(確認書(別紙-2))を添付し、上記3.(9)に示すURLに提出しなければならない。
- ② 紙入札方式による参加を希望する者は、申請書、誓約書、資料、及び証明書等(紙入札方式参加承諾願(別紙-3))を、上記4.(1)①の期限までに担当部局に持参又は郵送により提出しなければならない。
- (2) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料で行うものとし、その結果は 令和4年7月6日 までに通知するものとする。
- (3) 資料は、競争参加資格確認資料作成要領に従い作成すること。

- (4) 競争参加資格確認資料のヒアリング
競争参加資格確認資料のヒアリングを必要に応じ下記の要領で実施する。
- ・ 期 間 : 令和4年6月10日 から 令和4年7月1日 まで
 - ・ 場 所 : 担当部局と同じ。
 - ・ そ の 他 : 企業別のヒアリング日時及び場所は追って通知する。
なお、出席者は、資料の内容を説明できる者とする。

(5) その他

- ① 申請書及び資料等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- ② 契約担当官等は、提出された書類を競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用することはない。
- ③ 一旦受領した書類は返却しない。
- ④ 一旦受領した書類の差し替え及び再提出は認めない。
- ⑤ 問い合わせ先 担当部局と同じ。

5. 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、当職に対して競争参加資格がないと認められた理由について説明を求められることができる。
- (2) (1)の説明を求める場合には、令和4年7月12日 13時までに書面をもって行わなければならない。
- (3) 書面は持参するものとし、郵送によるものは受け付けない。
- (4) 説明を求められたときは、令和4年7月15日 までに説明を求めたものに対し書面より回答する。
- (5) (2)の書面の提出先は担当部局と同じ。

6. 入札説明書に対する質問

- (1) 入札説明書に対する質問がある場合は、次のとおり書面により持参又は郵送により提出すること。
 - ・ 受付期間 : 令和4年6月10日 から 令和4年7月13日 までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日10時00分 から 17時00分 まで。
 - ・ 受付窓口 : 担当部局と同じ。
- (2) (1)の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。
 - ・ 期 間 : 質問事項回答日から 令和4年7月21日 まで
 - ・ 場 所 : 担当部局と同じ。

7. 入札書の提出場所等

- (1) 提出場所、契約事項を示す場所及び問い合わせ先
 - ① 電子調達システムによる入札書の提出先
電子調達システム
URL: <https://www.nyusatsu.geps.go.jp/OMP/Acceptor/>
 - ② 紙入札、郵送による入札書の提出場所
担当部局と同じ
 - ③ 契約事項を示す場所及び問い合わせ先
担当部局と同じ
- (2) 入札書の受領期限
 - ① 電子調達システム及び郵送による場合 令和4年7月21日 17時00分
 - ② 紙入札による場合 令和4年7月22日 10時30分
- (3) 入札書の提出方法
 - ① 電子調達システムによる場合
電子調達システムを利用して上記7.(1)①宛に入札書の受領期限までに送信しなければならない。
 - ② 紙入札による場合
 - (ア) 入札書は(別紙-4)の様式にて作成する。
 - (イ) 担当部局に持参し提出する場合は、封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び
『 令和4年7月22日 開札
[令和4年度佐賀VOR/DME施設除草作業]
の入札書在中』と朱書きしなければならない。

(ウ) 郵便(書留郵便に限る。)により提出する場合は、二重封筒とし、表封筒に

『令和4年7月22日 開札

[令和4年度佐賀VOR/DME施設除草作業]

の入札書在中』の旨朱書きし、中封筒の封皮には上記7.(3)②(イ)と同様に氏名等を朱書きし、上記7.(1)②あてに入札書の受領期限までに送付しなければならない。

(エ) 電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

③ 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取り消しをすることができない。

(4) 入札の無効

① 本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び次の各号の1に該当する入札は無効とする。

(ア) 確認書に記載したICカード以外を使用した入札。

(イ) 紙入札にあつては、委任状が提出されていない代理人のした入札。

(ウ) 紙入札にあつては、記名押印(外国人又は外国法人にあつては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。)を欠く入札。

(エ) 紙入札にあつては、金額を訂正した入札。

(オ) 紙入札にあつては、誤字、脱字等により意思表示が不明確である入札。

(カ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を乱し、若しくは不正な利益を得るため連合した者の入札。

(キ) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札。

(ク) 特定商品と同様のものであることを証明する必要がある入札にあつては、同等のものであることを証明できなかった入札。

② 国の物品等の調達手続きを定める政令(昭和55年政令第300号)第8条第3項の規定に基づき入札書を受領した場合であつて、当該資格審査が開札日時までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったときは、当該入札書は無効とする。

(5) 公正な入札の確保

① 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

② 入札者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

③ 入札者は、落札者の決定の前に、他の入札者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(6) 入札の延期等

入札者が相連合し又は不穏の挙動をする等の場合であつて、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、若しくは入札の執行を延期し、又はこれを取りやめることがある。

(7) 代理人による入札

① 代理人が入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印(外国人の署名を含む)をしておくとともに、開札時までに代理委任状を提出しなければならない。なお、複代理人は認めないものとする。

② 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(8) 開札の日時及び場所

令和4年7月22日 10時30分

福岡空港事務所内会議室等

(9) 開札

① 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

② 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することができない。

③ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。

④ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

⑤ 開札をした場合において、入札者又はその代理人のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。ただし、郵便による入札を行ったものがある場合及び契約担当官等がやむを得ないと認めた場合には、契約担当官等が別途指定する日時に再度入札を行う。

8. その他

- (1) 契約手続きに使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 落札者の決定方法 最低価格落札方式とする。
 - ① 入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とする。
 - ② 落札者となるべき者が二人以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。くじは以下のとおりとする。
 - (ア) 同価格の入札者が電子入札のみ場合
電子入札による参加者が入力した電子くじ番号を元に電子くじを実施し、落札者を決定するものとする。
 - (イ) 同価格の入札者が電子入札の参加者と紙入札による参加者で、混在する場合
電子入札による参加者が入力した電子くじ番号及び紙入札による参加者が紙入札方式承諾願に記載した電子くじ番号を元に電子くじを実施し、落札者を決定するものとする。
 - (ウ) 同価格の入札者が紙入札による参加者のみの場合
その場で紙くじ(又は電子くじ)を実施し、落札者を決定するものとする。なお、入札参加者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定する者とする。
 - ③ 電子くじについて
電子くじを行うには、入札参加者が任意で設定した000～999の数字が必要となるため、電子入札による参加を希望する者は電子調達システムで電子くじ場号を入力し、紙入札による参加を希望する者は、別紙-3「紙入札方式参加承諾願」に電子くじ番号を記載するものとする。
 - ④ 予決令第85条の基準(平成16年6月10日国官会第366号)に該当する入札があった場合は、落札の決定を一旦保留する。落札の決定を保留した場合は、入札金額及び該当入札者の氏名ともにその場で公表しない。

その際、落札者はその場では決定されず、会計法第29条の6第1項ただし書きの規定により後日速やかに決定する。
後日、落札者が決定した場合は、速やかに入札者全員にその旨を通知する。
なお、当該入札を行った者は、契約担当官等の行う調査に協力しなければならない。
- (3) 契約書の作成
 - ① 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。
 - ② 契約書を作成する場合においては、落札者は、契約担当官等から交付された契約書に記名押印し(外国人又は外国法人が落札者である場合には、本人又は代表者が署名することをもって代えることができる。)、7日以内に、これを契約担当官等に提出しなければならない。
 - ③ 落札者が上記8.(3)②に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失う。
 - ④ 契約担当官等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ本契約は確定しないものとする。
- (4) 支払条件 請負契約書(案)のとおり
- (5) 異議の申立
入札者は、入札後、この入札説明書、仕様書、契約書案等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。